

令和7年
5月 号

まんどころ

東近江警察署
政所駐在所
代表電話
24-0110

悪質商法被害の未然防止

1 悪質商法の手口

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれているものです。

(1) 特定商取引等事犯

- ・悪質なりフォーム事犯：高齢者世帯を狙って屋根や床下水回り等の無料点検を口実に突然訪問し、必要のない工事で高額な料金を請求する「点検商法」
- ・悪質な訪問購入事犯：不用品を買い取る口実で自宅を突然訪問し、自宅にある貴金属類やブランド品などを安く買ったたく「押し買い」等、特定商取引法に抵触する被害や関連する刑法犯罪被害が多く発生しています。



(2) 利殖勧誘事犯

- ・「〇年後には〇パーセントの利益が出ます。元本は保証します。絶対に損はしません。今が最後のチャンスです。」などと勧誘し、出資を募る等、県民の関心が高いテーマに便乗して出資名目でお金をだまし取るもので、その多くは、適切な出資金の運用がなされず、配当金も約束どおり受け取れません。

2 悪質商法の被害にあわないためのポイント

- ・すぐに契約せず、まず家族や友人など信頼できる身近な人に相談する。契約したら内容を確認して、それを明らかにした書面を受け取る。クーリング・オフ制度を覚えておく。
- ・身に覚えのない請求書が送られてきても、確認ができるまでお金を振り込まない。

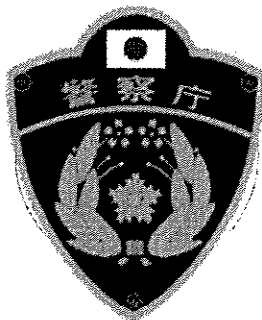


3 不安を感じたとき、悩んだとき、被害に遭ったときの相談窓口

- ・最寄りの警察署または交番、駐在所、警察総合相談電話(「#9110」番)
- ・県の消費生活センター又は市町の消費生活相談窓口(消費者ホットライン 188番)

先月、政所町内に銅板やトタンを持って帰ろうとする業者が来ています
断っているのに引き下がらなかったり、帰らなかったりしたときには
110番通報してください

！速報！



警察に偽装した 電話番号に注意！

ここ最近、

実在する警察署の、本物の電話番号
を画面に表示させて電話をかけ、
詐欺に誘導する手口が急増しています。

警察から、あなたが捜査対象となっている
などと電話で伝えることはありません。

もしそのような電話があれば、詐欺です。

一旦、電話を切って、必ず東近江警察署又は
#9110に電話をしてください。

#9110は、警察の相談ダイヤルです。

あなたを詐欺から守ります。

東近江警察署 0748-24-0110